

徴収対策の強化について

7月から令和元年度の国民健康保険税の納期が始まっています。国民健康保険税は、1年分を8期に分割して納付するため、納付忘れや納付の途中抜けが起こりやすい税目です。納付書と領収書をしっかりと保管し、納期内納税を心掛けるようお願いします。

また、本年度も町道民税の徴収対策として、北海道が町に代わって滞納者の滞納税徴収を行う、直接徴収の実施を予定しています。

財産の差し押さえは、予告なく執行されます

本年度の債権調査と 差押件数

■債権の調査 615件

■債権の差押 30件

(令和元年6月末現在)

問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）

野焼きは法律で 禁止されています



※写真はイメージです。

ごみを屋外で焼却する「野焼き」は、一部の例外を除き、法律により禁止されています。

違反者には、5年以下の懲役もしくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金、またはその両方が科せられます。

煙や臭いによる近所迷惑、ダイオキシン類などの有害物質の発生、そして火災の原因にもなるため、野焼きは絶対にやめましょう。

問合せ／町民生活担当
(内線1211～1213)

別海町 ごみの減量化大作戦!

その46

事業系ごみは、ごみステーションに 出すことはできません

ごみステーションに出されているごみに、事業系ごみが混入していることが見受けられます。

「ごみ」は家庭から出るごみと、事業活動に伴って生じる事業系ごみに分類され、事業活動には、法人経営の店舗、会社、飲食店、工場などのほか、個人営業も含まれます。

事業系ごみは、排出者が自らの責任で適正に処理することが法律で定められており、町では収集しないことから、ごみステーションに出すことはできません。収集運搬許可業者に委託するか、自ら各処理施設へ運搬する必要があります。

事業系ごみの分別や出し方について、不明な場合は、下記担当までご相談ください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

9月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

第22回 町民健康づくり パークゴルフ大会

**参加者
募集**

町国民健康保険では、町民の健康づくりのためにパークゴルフ大会を開催します。
皆さんの参加をお待ちしています。

- 日 時 8月18日(日) 受付 午前8時30分から午前9時
※荒天時順延 9月8日(日)
- 会 場 町営パークゴルフ場
- 参加資格 別海町民であること
- 参 加 料 1名1,000円(昼食等を含む)
- 申込締切 8月13日(火)
- 問合せ・申込み 町営パークゴルフ場クラブハウス窓口
TEL 75-1078

児童扶養手当について

「現況届」の提出を忘れずに

児童扶養手当(ひとり親家庭に支給される手当)を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

この届け出は、8月以降の手当支給に伴い、前年の所得および8月1日現在の世帯状況等を認審査するために必要となります。提出がなければ手当を受給することができなくなりますので、必ず提出期限内に手続きしてください。

現況届用紙等は児童扶養手当受給中の方に郵送しています。

ただし、令和元年7月以降に別海町で認定請求された方には、本年度の提出を省略できるため郵送していません。

- 提出書類 郵送した書類でご確認ください。
- 提出期限 8月30日(金)
- 提出場所 下記担当または各支所

法改正により年6回払いとなります

児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当が年3回払いから年6回払い(奇数月に2カ月分を支払い)に変更となります。

この変更に伴い、本年中の支払いは8月(4月から7月の4カ月分)と11月(8月から10月の3カ月分)になり、令和2年1月から奇数月(2カ月分)の支払いとなります。

問合せ/こども・子育て担当(内線1314)



別海町戦没者追悼式

先の大戦における戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、別海町戦没者追悼式を執り行います。

ご遺族のほか、町民の皆さんの参列をお待ちしています。

- 日 時 8月15日(木)
受付開始 午前9時30分
開 式 午前10時30分
※事前申し込みは不要です。
- 場 所 中央公民館



※写真は昨年の追悼式の様子

問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1310)

ファミリー・サポート・センター

協力(両方)会員・準協力(両方)会員講習会受講者募集

「ファミリー・サポート・センター」とは、町内在住または、町内に通勤している方で、子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（協力会員・準協力会員）、またはその両方の方（両方会員・準両方会員）が会員登録し、子育てをサポートする有償の相互援助システムで、新規会員を随時募集しています。

■協力(両方)会員と準協力(両方)会員の要件(子育てに関する資格は要りません)

- ①健康な20歳以上の方
 - ②自宅での預かりや送迎ができる方（準協力会員と準両方会員については送迎のみ）
 - ③子どもの安全のため一定の講習を受講できる方
- 上記①から③を満たす方ならどなたでも協力(両方)会員や準協力(両方)会員になります。

例えば

- ・子育ての経験を活かしたい方
- ・地域の子育て中の親子を応援できる方
- ・ママ友同士で子どもの預かりをしたい方
- ・子どもの部活等の送迎をお手伝いしたい方など

■活動の内容(子どもは生後3カ月以上が対象です)

＜協力会員・両方会員＞

- ①認定こども園、へき地保育園、学校等（以下「保育施設等」という。）の開始時間前または終了時間後に子どもを預かること
- ②保育施設等の送迎を行うこと
- ③買い物、通院等保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- ④その他会員の育児のために必要な援助を行うこと（業務繁忙期の子どもの預かりや見守り）

＜準協力会員・準両方会員＞

- ①保育施設等の送迎を行うこと

■30分当たりの利用料金

下記金額を利用会員が協力会員へ支払います。

平 日		土・日・祝日、 12月29日～翌年1月3日
7:00～19:00	左記以外の時間	時間帯に関わらず
350円	400円	500円

講習会開催予定日時のお知らせ(受講料無料、託児無料)

協力(両方)会員、準協力(両方)会員の方には会員登録後、子どもの安全のため、子育てに関する講習会に参加していただきます。本年度は下記スケジュールにより講習会を実施しますので、ぜひお申し込みください。

■会場 中春別農協(農業者団地センター) ※3日目のみ町民保健センター

協力会員・両方会員講習会 (4日講習 全24時間)

1日目	2日目	3日目	4日目
9月1日(日) 8:50～16:10	9月8日(日) 8:50～16:10	9月29日(日) 8:50～16:10	10月5日(土) 8:50～16:10

準協力会員・準両方会員講習会 (全5時間)

1日講習
9月8日(日) 8:50～15:00

※時間割、講師等の詳細スケジュールについてはお申し込みいただいた後にご連絡します。

■申込締切 受講を希望される方は8月23日(金)までにお申し込みください。

■申込方法 印鑑、受講者の顔写真(縦4cm×横3cm)を準備し、下記担当または各支所までお越しください。 問合せ/こども・子育て担当(内線1313)

障害者総合支援法の 対象となる難病が 追加されました

令和元年7月1日をもって、障がい福祉サービス等の対象となる難病が359疾病から361疾病へと見直されました。対象となる方は、各障害者手帳をお持ちでなくても必要と認められた支援を受けることができます。詳しくは右記担当までお問い合わせください。

■新たに対象となる疾病(3疾病)

- ・膠様滴状(こうようてきじょう)角膜ジストロフィー
- ・ハッチンソン・ギルフォード症候群
- ・フォンタン術後症候群

■表記が変更された疾病(1疾病)

- ・全身性強皮症(旧名 強皮症)

■対象外になった疾病(1疾病)

- ・正常圧水頭症

※その他対象となる疾病の一覧は厚生労働省のホームページをご確認ください。

<https://r.qrqrq.com/aWfzcOvA>

問合せ/社会・障がい福祉担当(内線1312)

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
8月	8日(木)	6日(火)	20日(火)
9月	12日(木)	10日(火)	17日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方で、体力、気力の低下が気になる方
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費
無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 役場 1 階福祉部内

排水設備工事 責任技術者試験 のお知らせ

別海町下水道排水設備工事指定店には、排水設備工事責任技術者が1名以上専属していなければなりません。

この資格試験が右記のとおり行われますので、お知らせします。

なお、既に資格を有している方は、受験の必要はありません。

問合せ／管理担当
(内線4514)

名 称	令和元年度北海道排水設備工事責任技術者試験 (北海道地方下水道協会に委託して実施します。)
日時・場所	10月16日(水) 釧路、北見、函館 10月17日(木) 帯広、苫小牧、旭川 10月21日(月) 札幌 ※本年度から岩見沢会場、帯広会場はありません。 午後1時30分から午後3時30分(120分)
手 数 料	受験料 7,000円
受 付 期 間	8月19日(月)から28日(水) ※土、日曜日は除く
受 付 場 所	役場上下水道課管理担当窓口
そ の 他	試験用問題集とテキストが販売されています。(任意購入) 必要な方は下記に直接ご注文ください。 ・排水設備工事責任技術者試験標準問題集 2,000円(税込) ・排水設備工事責任技術者講習用テキスト 2,500円(税込) 《注文・問合せ》 東京官書普及株式会社(日本下水道協会図書販売業務委託先) TEL 03-3292-3701 HPアドレス http://www.jswa.jp/publication/book-purchase/ ・試験問題の形式については、日本下水道協会のホームページをご覧ください。 HPアドレス https://www.jswa.jp/works/management-public/test_format/ ※試験前講習会はありません。

協力隊の○○な話

伊東 桜



先日、北海シマエビの踊り食い体験しました。ゆでられて真っ赤に変わったエビや茶褐色の刺身の状態のエビを食べたことはありますが、生きたままのエビの殻をむいて食べるのは初めてです。漁期にしか体験することのできない特別感にわくわくしていましたが、いざ目の前にすると手を伸ばすのにかなりの勇気が要りますね。器に入れられたエビは長い触覚や足がゆっくりと動いていて、罪悪感とともにエビをつかみます。心を無にして手の中で動くエビの殻をむいていきますが、ゆでたものと違って殻に身が張り付きむくのには苦戦しました。つるんと綺麗になったエビのむき身に醤油をつけてぱくりと食いつくと、口の中で甘みが一気に広がります。ぷりぷりと身がしまった弾力に、この時期にしか味わうことのできないぜいたくな気持ちになりました。

